



経済的なサポート

申問 子育て家庭課 ☎0244-24-5215

※小高区役所、鹿島区役所の市民総合サービス課でも受け付けます。

結婚新生活支援事業助成金

問 子育て家庭課 子育て企画係 ☎0244-24-5229

新婚世帯の新生活費用の一部を助成します。

●助成対象

市内に住所を有する39歳以下の新婚夫婦で要件を満たす方

●対象経費

住居費、住居改修費、引越し費用、家具・家電購入費(市内で購入したものに限り。)

●助成額

夫婦共に39歳以下の新婚世帯
最大30万円(家具・家電購入費10万円)

夫婦共に29歳以下の新婚世帯
最大60万円(家具・家電購入費10万円)



結婚新生活支援事業助成金

移住定住世帯・多子世帯への定住奨励金について

問 建築住宅課(空き家と住まいの相談窓口「ミライエ」) ☎0244-26-6383

南相馬市では、若い世代の本市への定住を促進するため、市内で住宅を取得する世帯に対し、奨励金を交付いたします。

※申請条件確認のため、申請前に必ず空き家と住まいの相談窓口「ミライエ」へご相談ください。

◆1 奨励金の対象・交付条件

●共通の条件

- 1 南相馬市の住民として5年以上住み続けること。
- 2 取得した住宅に住所があり、居住していること。
- 3 市税の滞納がないこと。
- 4 世帯員が暴力団員等でないこと。
- 5 以前に奨励金を受けていないこと。
- 6 南相馬市及び本市以外の市区町村から交付される同様の補助金を受けていないこと。

◆2 奨励金の額

- 1 移住定住世帯(転入後、5年以内に住宅を取得した夫婦のいずれかが43歳未満の世帯)

●新築住宅 100万円

●中古住宅 100万円

- 2 多子世帯(18歳以下の子が3人以上)

●新築住宅 100万円

●中古住宅 100万円

- 3 多世代同居世帯

●新築住宅 100万円

●中古住宅 100万円

- 4 近居世帯

●新築住宅 100万円

●中古住宅 100万円

※条件を満たす場合、加算金あり。



経済的なサポート



◆◆ 注意事項

南相馬市の住民として定住する意思を示す申請書を提出していただき、各種調査・照会をすることに同意していただきます。

◆◆ 不妊治療及び不育症治療費助成事業

問 こども家庭課 母子健康係 ☎0244-24-5218

不妊治療及び不育症治療を受けるご夫婦の経済的負担の軽減を図るため、治療にかかる費用の一部を助成しています。助成内容の詳細についてはホームページにてお知らせしております。助成金の申請を希望される方は事前にご連絡ください。

申請には、領収書・診療明細書などが必要となります。

◆◆ ようこそ赤ちゃん誕生祝い品支給

お子さんの誕生を祝い、健やかな成長を願って、誕生祝い品を支給する「ようこそ赤ちゃん誕生祝い品支給事業」を実施しています。

◆◆ 支給要件

次のいずれにも該当する場合に支給します(出生から半年以内に申請ください)。

- ① 出生の日から市内に住所を有すること。
- ② 児童の父又は母が、児童の出生日に市内に住所を有すること。

◆◆ 誕生祝い品

紙おむつ・おしりふき・粉ミルク・市産米30kg(5kg×6袋)

◆◆ 支給方法等

● 紙おむつ・おしりふき・粉ミルク

児童一人あたり、2万円分の給付券を交付します。

給付券(千円券×20枚)により、有効期限内に市内登録店にて紙おむつ等と引き換えてください。

市外に避難している方は支給決定後、購入した領収書等により、後日、市に請求してください。

● 市産米(30kg)

用意ができれば、順次お届けします。

子育てお悩み相談

相談

毎晩寝る時おっぱいを飲まないと寝てくれません。
どうすれば上手に断乳できますか？



アドバイス

断乳は母子にとってつらいこと。どんなに泣いても、手を握ったり、子守唄を歌ったりして通します。日中も疲れてぐっすり眠れるようにたくさん体を動かして遊ぶと、心の満足も得られ、おっぱいに気が向かなくなります。そうするとだいたい3日から1週間で断つことができます。夏場や入園時期など変化がある時期はこどもに負担が掛かるので避けましょう。断乳はお母さんの強い決意、叱らずにだめる心の余裕が必要です。

多子世帯子育て応援支援金

第3子以降のおさんが出生または小学校入学した方に支給します。

支給金額と手続き

- ・第3子以降の子が出生したとき 30万円/人
出生から30日以内に申請ください。
- ・第3子以降の子が小学校へ入学したとき 10万円/人
学校を通じて案内を送付しますので、期限までに申請ください。

●必要な書類 保護者の本人確認書類、預金通帳、戸籍謄本

はぐパパ応援育休取得促進奨励金

問 こども家庭課 こども企画係 ☎0244-24-5229

市内に住所を有し会社等で働く男性が、連続する7日以上の子育て休業を取得した場合に奨励金を支給します。育休を取得した労働者を雇用する事業主に対しても、10万円の補助金が交付されます(魅力ある職場環境づくり補助金)。

●奨励金 連続する7日以上1か月未満5万円、1か月以上20万円



はぐパパ応援育休取得



魅力ある職場環境づくり

児童手当

中学校修了前までのこどもを養育している方に支給します。出生後、15日以内に手続きをすると翌月からの支給となります。

●必要な書類 保護者の保険証、預金通帳、マイナンバーカード

- 0歳から3歳未満 15,000円/月・人(一律)
- 3歳から小学校修了前 10,000円/月・人(※第3子以降は15,000円)
- 中学生 10,000円/月・人(一律)

※「第3子以降」とは高校卒業までのこどものうち、3番目以降をいいます。

※所得制限限度額を超えている場合は一律5,000円が支給されます。

※所得上限限度額を超えている場合は児童手当等は支給されません。

子ども医療費助成

18歳までのおさんの医療費(保険診療の自己負担額)を助成します。

登録の手続き

子ども医療費受給資格証の交付を受けてください。南相馬市、相馬市、新地町の医療機関で助成を受けることができます。

●必要な書類 おさんの保険証、保護者の預金通帳



◆市外(相馬市、新地町以外)で受診された方へ

一度、医療費の一部負担金をお支払いください。領収書(診療年月日、診療点数、請求金額、医療機関名と領収印のわかるもの)をご持参いただき、支給申請の手続きをしてください。1か月単位1医療機関1申請書です。

・申請書は市ホームページの各種申請書から印刷するか、こども家庭課に申請書を請求すると郵送します。

◆ファミたんカード

18歳までのお子さんを育てている家庭及び妊婦がいる家庭にファミたんカードをお配りし、全国の物販、飲食などの協賛店で割引やプレゼントなどの特典を受けることができます。

◆児童扶養手当

父または母と生計を同じくしていない18歳までの児童(心身に一定の障がいがあるときは20歳未満の児童)を養育しているひとり親家庭などの生活の安定と自立を助けるために支給される手当です。

◆特別児童扶養手当

心身に重度または中度の障害のある20歳未満の児童を監護している方に支給される手当です。

◆災害等遺児支援金支給事業

国指定の災害または交通事故により、父母または父母の一方を失った児童を養育する者に対して、遺児支援金を支給いたします。

●支給金額

0歳～6歳(未就学児)	年額	20万円
7歳～15歳(小・中学生)	年額	30万円
16歳～18歳(学生等)	年額	40万円

◆ひとり親家庭医療費助成

18歳未満の児童を監護している配偶者のない父親または母親とその児童、父母のいない児童の医療費の一部を助成します。

◆ひとり親家庭養育費確保支援

養育費に関する公正証書の作成費用に最大3万円、保証会社などが養育費の立て替えや不払い時の督促を行う契約の費用に最大5万円、それぞれ補助します。



🌟ひとり親家庭総合支援事業

🌟自立支援教育訓練給付金

就業に役立つ教育訓練講座を受講する場合にその費用の一部を支給いたします。受講前に審査が必要となります。

🌟高等職業訓練促進給付金

就職に有利な資格を取得するため、1年以上修業する場合に最長48ヶ月間給付金を支給いたします。

🌟高等学校卒業程度認定試験合格支援

高卒認定試験の合格を目指して、民間事業者が実施する対策講座を受講する場合に、その費用の一部を支給いたします。

🌟幼児教育・保育の無償化

市では0～5歳児までのこどもの保育料の無料化を実施しています(国の無償化の対象とならない0～2歳児の保育料についても市独自で無料化)。

認可外保育施設を利用する0～5歳児についても、市独自の助成(月額42,000円)を実施しています。

🌟0～15歳までの給食費無償化

子育て世代の経済的負担の軽減を図り、子どもたちの心身の健やかな成長を推進するために、幼稚園・保育園から小中学校(南相馬市立)までの給食費を全額無償化とする取組を行っています。

- 公立幼稚園・保育園・認定こども園 無料
- 私立幼稚園 (上限額)月額4,500円
- 私立保育園・認定こども園 給食食材費助成
- 小・中学校 無料(委任状の提出が必要です。)

🌟巣立ち応援18歳祝い金支給事業

18歳を迎え、成人する市民の皆さんの門出や将来にエールを送り、併せて祝い金5万円を支給します。

🌟大学生等通学定期券購入費助成事業

問 生活環境課 生活交通係 ☎0244-24-6565

市では、市内から市外の大学等に通学している大学生等の世帯の費用負担軽減と公共交通機関の利用促進を図るため、通学定期券購入費の一部を助成します。

助成金額は、通学定期券購入費用の3分の2(片道50km以上の通学の場合)または、3分の1(片道50km未満の通学の場合)として、月額12,000円が上限です。

